富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業 鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)の一部改正等に伴い、清算金を分割して徴収する場合又は分割して交付する場合における当該清算金に付す利子の利率等を改正するもの。

2 改正内容

- (1)清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率を「年6パーセント」から「法第 103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」へ改める。 (法定利率とは、民法において規定する、利息を生ずべき債権に係る利率のこと。 令和2年4月1日施行の同法の一部改正により、年3パーセントに引き下げられ、 当該利率は3年ごとに見直されることとなる。)
- (2)富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程における必要な文言整理

3 施行日等

令和2年4月1日施行。ただし、富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施 行規程の一部改正における文言整理による改正規定は、公布の日から施行する。 新

11

(予備委員)

第13条 (略)

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は 借地権者から選挙すべき委員の数の<u>半数以内とし、選挙すべき委員の</u> 数が1人の場合は、1人とする。

$3 \sim 7$ (略)

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は、前条の地積が事実に相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、実測図、地積算出調書及び<u>隣地境界立会承諾書</u>を添えて、施行者に地積の更正を申請することができる。

$2 \sim 5$ (略)

(権利の評価)

- 第22条 所有権以外の権利(地役権を除く。以下同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価額の割合を乗じて得た額とする。
- 2 前項の<u>権利価額</u>の割合は、施行者が前条の価額、賃貸料、位置、土 質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴い て定める。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

(予備委員)

第13条 (略)

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は 借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内

とする。

 $3 \sim 7$ (略)

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下次条において同じ。)を有する者は、前条の地積が事実に相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、実測図、地積 算出調書及び<u>隣地境界立合承諾書</u>を添えて、施行者に地積の更正を申請することができる。

$2 \sim 5$ (略)

(権利の評価)

- 第22条 所有権以外の権利(地役権を除く。以下同じ。)の存する宅 地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額 にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。
- 2 前項の<u>権利価格</u>の割合は、施行者が前条の価額、賃貸料、位置、土 質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴い て定める。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 (略)	
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合にお	
いて、当該清算金に付すべき利子 <u>の利率は、法第103条第4項の規</u>	
定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割	
徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。	

 $3 \sim 9$ (略)

第26条 (略)

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント

_____とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

 $3 \sim 9$ (略)

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程(平成12年条例第26号)新旧対照表

新	旧
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合にお	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合にお
いて、当該清算金に付すべき利子 <u>の利率は、法第103条第4項の規</u>	いて、当該清算金に付すべき利子 <u>は年6パーセント</u>
定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割	とし、第1回の分割徴収し、又
徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。	は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。
$3\sim9$ (略)	3~9 (略)